

事 務 連 絡
平 成 1 9 年 1 0 月 3 0 日

各老人福祉施設等施設長 殿
各介護保険施設管理者 殿
各介護保険事業所管理者 殿

奈良県福祉部長寿社会課

「一口タイプのこんにゃく入りゼリーの事故防止対策」について

平素は、高齢者福祉・介護保険行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり厚生労働省より通知がありましたのでお知らせします。

貴施設・貴事業所におかれましては、別添の内容を踏まえ、食事等提供時の事故を防止することについて、関係職員等にご周知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成19年10月12日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局、母子保健主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

「一口タイプのこんにやく入りゼリーの事故防止対策」について

こんにやく入りゼリーについては、高齢者や子どもが誤って飲み込んだことによる窒息事故等が頻発しているところである。

こうした状況を踏まえ、今般、全国こんにやく協同組合連合会、全国菓子工業組合連合会、全日本菓子協会において、こんにやく入りゼリーがお子様と高齢者の方には不適であること（食べてはいけないこと）が一目で分かるような警告表示を設ける等を内容とした別添の事故防止対策がとりまとめられ、公表されたところである。

各都道府県等におかれては、貴管内の市町村、児童福祉施設、老人福祉施設、関係団体等に情報提供し、食事の提供に当たっては、別添の内容を踏まえ、事故を防止することについて、関係職員等に周知を行うよう要請する等の適切な対応をお願いします。

担当：雇用均等・児童家庭局総務課企画法令係
03-5253-1111（内線 7825）

※ 別添資料の内容についての照会は別添の照会先をお願いします。

一口タイプのこんにやく入りゼリーの事故防止対策について

平成19年 9月 26日
全国こんにやく協同組合連合会
全国菓子工業組合連合会
全日本菓子協会

1 対策の対象

一口タイプのこんにやく入りゼリーを今回の対策の対象とする。

具体的には、ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーと袋物等の一口タイプのこんにやく入りゼリーを対象とする。

2 統一マークの制定と袋表面への表示

- (1) 統一マークは、こんにやく入りゼリーがお子様と高齢者の方には不適であること（食べてはいけないこと）が一目で分かるような警告表示としての位置付けとする。

合わせて趣旨を徹底するためマークと一緒に「お子様や高齢者の方はたべないでください」という文をセットで表示することとする。

- (2) 大きさは、一目で分かるように最短径を20mm以上とする。

- (3) 囲み及び×印は赤色、中は白地に、黒で子供と高齢者の顔を入れる。

(図柄 別紙)

- (4) 袋おもて面への表示箇所は右下とする。

3 袋のおもて面へのこんにやく入りゼリーの表示

一般のゼリー菓子と異なることが一目で分かるように袋のおもて面に「こんにやく入りゼリー」と表示することとするが、商品名、活字の大きさ等がまちまちであるので、1の統一マークの中に「こんにやく入りゼリー」という表示を入れ込むこととする。(統一マークがこんにやく入りゼリーのマークであることを明確にする。)

4 袋裏面への表示の徹底

- (1) 袋裏面には、次の内容の事項を必ず表示する。

① お子様や高齢者の方は、のどに詰まるおそれがありますので、食べないでください。

② 万が一、のどに詰まった場合には、膝の上につぶせにして背中をたたか、または、にぎりこぶしをみぞおちに当てて押し上げ、吐き出させてください。

③ お子様の手の届かないところに保管してください。

(2) 表示の仕方

警告表示として位置付け、赤線で囲んだ枠の白地の中に赤字で表示することとする。なお、赤の囲みの上部には、線上又は囲みを作って「△警告」という表現を10ポイント以上で入れる。

(3) 字の大きさ

袋の面積の制約等もあるので、赤線で囲んだ枠の白地の中に赤字で表示することを前提として、8ポイント以上の大きさとする。

5 取組みの継続性の確保

各メーカーにおける以上の取組みが継続して行われるように、一定期間ごとに調査等を行い、取り組み状況のフォローを行うこととする。

6 その他

(1) 袋の絵柄については、お子様と高齢者の方には不向きな商品であることを前提に、お子様向けと判断できるようなものは避けるように配慮することとする。

(2) 個々のカップへの表示については、面積が小さい等の物理的な制約もあるので、各メーカーの判断で極力工夫して注意内容の趣旨を表示することとする。

(3) 売り場については、お子様と高齢者の方には不向きな商品であることを前提に、各メーカーから小売業に対してお子様向けのお菓子（幼児用ビスケット、ウエハー、玩具菓子など）の傍に置かないようお願いすることとする。

(4) 関係企業及び関係団体がこんにやく入りゼリーの事故情報を入手した場合には、速やかに対策会議事務局に報告することとし、対策会議は行政部局とも連絡を取りながら状況の分析及び対策について検討することとする。

7 対策の実施時期

本年10月から開始し、平成20年1月末までに全ての切替えを完了する。

警告マーク

最低表示サイズ
楕円:最短径20mm

じゅん501-14ポイント長体60%



20mm

じゅん34-8ポイント正体

■ BL100%

■ DIC157

(M100%・Y100%)

このマークは、アドビ・イラストレータ等
にて録工が可能です。

本マークは、3団体が使用し、推奨するマークです。こんにやく入りゼリーを製造、販売、輸入される企業の方はお使いください（無償）。

なお、使用される場合には、所定の使用願いを提出していただく必要がありますので、次のところにお問合せください。

<問合せ先>

全国こんにやく協同組合連合会

東京都千代田区神田多町2-11-5

電話03-3256-0903

FAX03-3256-0919

全国菓子工業組合連合会

東京都港区南青山5-12-4

電話03-3400-8901

FAX03-3407-5486

全日本菓子協会

東京都港区新橋6-9-5 JBビル

電話03-3431-3115

FAX03-3432-1660